

名張市指定紙おむつ専用ごみ袋交付要領

平成20年3月26日告示第39号

名張市指定紙おむつ専用ごみ袋交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、紙おむつを廃棄物として排出する世帯の処理費用の負担の軽減及び適正な排出を行うため、紙おむつ専用ごみ袋の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(紙おむつ専用袋の配布)

第2条 紙おむつ専用のごみ袋(以下「紙おむつ専用袋」という。)の交付を受けることができる者は、市内に居住している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者又はその者と同居する者とする。

- (1) 乳幼児等で紙おむつを使用する者
- (2) 傷病、障害及び高齢のため、紙おむつを使用する者

2 紙おむつ専用袋の交付は、無料とする。

(交付場所)

第3条 紙おむつ専用袋の交付場所は、市長が別に定める。

(申請)

第4条 紙おむつ専用袋の交付を受けようとする者は、あらかじめ様式第1号により申請しなければならない。

(袋の規格等)

第5条 紙おむつ専用袋の規格等は、次のとおりとする。

規 格	種 類
ピンク色半透明袋 (高密度ポリエチレン製)	大(30リットル相当)
	中(20リットル相当)

(交付数量)

第6条 紙おむつ専用袋を交付する数量は、一人当たり1回につき30枚以内とする。

2 前項の規定により交付した紙おむつ専用袋が不要になったときは、市に返却するものとする。

(排出方法)

第7条 紙おむつ専用袋を使用する者は、汚物を取り除いた紙おむつのみを入れ、指定の排出日に指定された場所に排出するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。